

## **第5章 政策・施策の展開方向**

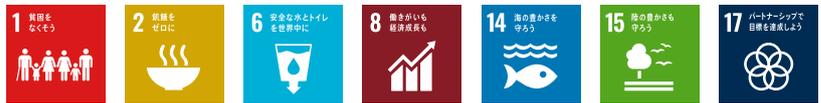
---

- 1 政策・施策の具体的展開
- 2 政策・施策の具体的展開とSDGsとの関係
- 3 環境指標

## 第5章 政策・施策の展開方向

### 1 政策・施策の具体的展開

#### 政策 1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり



#### 施策 1 健全な水循環の確保・水環境の保全

##### □現状と課題

- 良質な水資源を引き続き確保していくため、森・川・海<sup>\*1</sup>が良好な状態で保全されるよう、整備・管理又は保全に取り組んでいく必要があります。
- 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質の状況をBOD<sup>\*2</sup>又はCOD<sup>\*3</sup>で見ると、環境基準達成率は近年90%前後で推移しており、県全体としては、おおむね良好な状態で推移しています。しかし、一部の水域において生活排水などが主な原因と考えられる環境基準の継続的な非達成が見られています。そのため、公共用水域の水質の監視を続けるほか、污水处理施設の整備による生活排水対策の推進などが求められます。

##### 【施策の概要】

- 1 山から川、川から海、海から山へと循環する水の流れを一体ととらえた、山・川・海の保全と再生を推進します。
- 2 上流域から下流域までの一連の水の流れの過程において、良好な水質・底質、水量、水辺と生物多様性を確保します。
- 3 公共用水域における環境基準の達成・維持を図ります。

##### □施策の展開方向

##### <きれいな水を育む緑豊かな森づくりのための取組>

① 森林の多面的機能を持続的に発揮させながら、森林資源を循環利用していくため、林地台帳を活用した森林経営計画の作成と施業の集約化を進めるとともに、路網<sup>\*4</sup>整備や高性能林業機械の導入、林道施設の長寿命化等により森林整備を推進していきます。また、低コスト造林の現場への定着や再造林に取り組む林業事業者の育成など再造林の着実な実施に向けた取組を推進します。

##### 【林政課】

- ② 森林整備を社会全体で支えるため、企業への提案内容やPR方法を検討し、企業による森づくり活動を推進します。【林政課】
- ③ 河川・海岸の愛護活動を広めていくために、引き続き、県の広報活動や市町村の広報誌等を活用して広く県民に情報発信していきます。【河川砂防課】

### ＜安全・安心な恵みの里づくりの推進＞

- ④ 荒廃農地の発生防止・解消の取組を促進するため、農業委員会や農業会議と連携した農地制度の周知や農業参入企業への優良事例の情報提供に取り組むとともに、地域の共同活動の拡大のための支援を継続し、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。  
【構造政策課、農村整備課】
- ⑤ 「環境公共」<sup>\*5</sup>の手法により、地区環境公共推進協議会での話し合いや事前調査の結果を踏まえながら環境の保全・再生に取り組めます。【農村整備課】
- ⑥ 「環境保全型農業直接支払交付金」の活用拡大に向け、JA生産部会等を通じた農業者の取組意向の把握や、関係市町村等への情報提供により、地域ぐるみの交付金活用を推進します。  
【食の安全・安心推進課】
- ⑦ 家畜排せつ物の利用拡大を図るため、畜産農家、耕種農家、関係団体及び市町村と連携して、地域内で利用が進むようネットワークづくりを促進します。【畜産課】
- ⑧ 公共用水域の水質の監視を続けていくほか、浄化槽、汚水処理、集落排水施設の整備など生活排水対策をさらに推進し、水質の改善を図ります。また最適整備構想策定により施設の長寿命化及び効率的な維持管理体制の構築に取り組めます。  
【環境保全課、農村整備課、漁港漁場整備課】
- ⑨ 下水道施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画<sup>\*6</sup>に基づく効率的な改築・更新を実施します。【都市計画課】
- ⑩ 坑廃水処理を適正に実施するとともに、自然災害等に起因する流出事故を未然に防ぐため、防災訓練の充実や現場調査及び監視体制の強化等に取り組めます。【商工政策課】
- ⑪ ラムサール条約湿地である「仏沼」など、野生生物の生息・生育地として重要な湿地・湿原等の保全を推進します。【自然保護課】
- ⑫ 河川事業の実施に当たっては、多自然川づくり<sup>\*7</sup>を基本理念として河川環境の保全、創出に配慮します。また、河川環境調査を実施し、河川環境の保全に取り組むとともに、学校の環境教育に対する支援やふるさと環境守人による巡視活動等を引き続き実施します。【河川砂防課】
- ⑬ 小川原湖の水質について、引き続き行動指針に基づき流域の各主体による水環境改善対策を推進するとともに、小川原湖を管理する国とも連携しながら、小川原湖全体の水質改善に向けた取組を推進します。【環境保全課】

### ＜豊かな水産資源を育む豊穡の海づくりの推進＞

- ⑭ 施工環境管理者<sup>\*8</sup>を配置し、水産生物に配慮した海岸保全施設の整備に取り組めます。  
【漁港漁場整備課】
- ⑮ 漁業者の活動組織が効率的に活動できるよう、県及び市町村が適切に指導・助言するとともに、水産多面的機能発揮対策関係団体等と連携し、地域住民の参加を呼びかけていきます。  
【水産振興課】
- ⑯ これまで海浜清掃用ゴミ袋を要望していなかった市町村に対し、海浜清掃活動を積極的に呼びかけるとともに、現在実施している市町村についても引き続きゴミ袋の支援を実施します。  
【水産振興課】
- ⑰ 海岸清掃などによる漁場環境の保全や藻場<sup>もば</sup><sup>\*9</sup>などの増殖場や魚礁<sup>ぎょしょう</sup><sup>\*10</sup>漁場の整備により、豊饒<sup>ほうじょう</sup>の海づくり<sup>\*11</sup>に努めます。【水産振興課、漁港漁場整備課】
- ⑱ 津軽海峡、太平洋海域の藻場の保全・創造に向けた行動計画の策定に取り組めます。  
【漁港漁場整備課】

①⑨ プラスチックごみ等海岸漂着ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組を推進します。

【環境政策課】

目標設定指標 1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4、1-1-5、1-1-6 P78

## □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 森林の適切な整備・管理</li> <li>◎ 水道水源地域の環境保全と安全・安心な水道水の供給</li> <li>◎ 下水道や集落排水施設、浄化槽等の污水处理施設の整備</li> <li>◎ 生活排水対策の推進や水環境の保全に関する普及啓発</li> <li>◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進</li> <li>◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 森林ボランティア活動への参加</li> <li>◎ 河川、湖沼、湿地・湿原、海岸及び農業用水路等の美化清掃・環境保全活動への参加</li> <li>◎ 下水道等への接続や浄化槽の整備・適切な維持管理</li> <li>◎ 食べかすや油を流さないなど適切な生活排水対策の実施</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 節水や雨水の利用などによる水資源の有効活用</li> <li>◎ 水質汚濁防止に関する法令の遵守</li> <li>◎ 原料の転換や設備の改善による水質汚濁物質の排出抑制</li> <li>◎ 地方公共団体や地域住民との公害防止協定の締結と協定事項の遵守</li> </ul>
農業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 農業用水路等の適切な保全・管理</li> <li>◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践</li> </ul>
林業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐、間伐等による森林の適正な整備</li> </ul>
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 水循環や水環境の保全に関する意識づくり</li> <li>◎ 森林ボランティア活動の実施</li> <li>◎ 河川、湖沼、湿地・湿原及び海岸等の美化清掃・環境保全活動の実施</li> </ul>
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 水循環や水環境の保全に関する環境教育・学習の推進</li> </ul>
大学等の研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 水質汚濁の仕組みや汚濁負荷の低減に関する調査研究</li> </ul>

- 
- ※1 森・川・海…県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を、県、県民、事業者が一体となって保全・創造し、より豊かで県民の誇りとなるふるさとの実現をめざすため、平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」が制定されています。
  - ※2 BOD…Biochemical Oxygen Demandの略で、生物化学的酸素要求量のことです。河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示す代表的指標で、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量をいい、mg／リットルで表します。一般的にこの数値が高いほど水が汚れていることを示します。
  - ※3 COD…Chemical Oxygen Demandの略で、化学的酸素要求量のものです。海域や湖沼の汚れの度合いを示す代表的指標で、水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算し、mg／リットルで表します。一般的にこの数値が高いほど水が汚れていることを示します。
  - ※4 路網（ろもう）…森林内にある公道、林道、作業道の総称又はそれらを適切に組み合わせたものです。
  - ※5 環境公共…農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などかけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。このため、本県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け推進しています。
  - ※6 スtockマネジメント計画…下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理することです。
  - ※7 多自然川づくり…河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、調査、計画、設計、施工、維持管理などの河川管理を行うことです。
  - ※8 施工環境管理者…漁港漁場整備の工事を行う場合、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を管理する者のことです。
  - ※9 藻場…ここでは、投石やコンクリートブロック等の着定基質や消波施設等の設置により、海藻類が繁茂した施設のことです。魚介類の隠れ場、餌場、産卵場のほか、酸素の供給や窒素、リン等の吸収による水質浄化等、生態系を支える様々な機能を有しています。
  - ※10 魚礁…魚類が寄り集まり、発生及び生育が効率的に行われる生産性の高い漁場を造成するために、コンクリートブロック等の耐久性構造物を海底に設置した施設のことです。
  - ※11 豊饒（ほうじょう）の海づくり…大型海藻の増養殖や藻場づくり、魚礁の設置等、漁場の再生を通じた豊かな水産資源を育む取組のことです。



## 施策2

# 優れた自然環境の保全とふれあいの推進

### □現状と課題

- 本県には、国立と国定が2か所ずつ、県立が7か所の計11か所の自然公園<sup>\*1</sup>をはじめとして、数多くの優れた自然環境があります。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、国は、平成25年5月に種差海岸階上岳県立自然公園を含む区域を三陸復興国立公園として指定するとともに、長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」を整備しました。こうした地域は、地域の復興とともに、自然の恵みと脅威を学ぶ場として、貴重なものとなっています。
- 平成28年7月、十和田八幡平国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに選定されたことを受けて、関係機関・団体が一体となって、国立公園内の自然環境の保全と活用に向けた取組を進めていますが、地域の優れた自然の価値や魅力の発信は十分でない状況にあります。
- これらの優れた自然環境を保全しながら、ルールやマナーを守った適切な利用によるふれあいを推進し、次世代に継承していかなければなりません。

#### 【施策の概要】

- 1 自然公園の適正な利用により、優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいを推進します。
- 2 優れた自然環境を維持している地域の保全と適切な利用を推進します。

### □施策の展開方向

- ① 自然公園の規制、ルール・マナー<sup>\*2</sup>と価値や魅力を広く伝えるためのウェブサイトを開設するとともに、ルールブックを作成し、国内外からの公園利用者に対して、本県の自然公園の魅力を広く啓発します。【自然保護課】
- ② 自然公園で活動している自然ガイド等を対象に、公園利用者に対して規制、ルール・マナー等を指導できる現場対応力の向上を図るための研修会を開催し、自然公園の適正な利用と優れた自然の風景地の保護を図ります。【自然保護課】
- ③ 優れた自然とのふれあいを推進するため、県立自然ふれあいセンター<sup>\*3</sup>における野生動植物の観察会、子どもを対象としたクラフト体験教室の実施及び白神山地ビジターセンター<sup>\*4</sup>における多言語による白神山地の魅力の情報発信、展示ホール・映像体験ホール・遊々の森をフィールドとした自然体験・環境教育の実施などを通して、施設の利用促進を図ります。  
【自然保護課】
- ④ 「奥入瀬ビジョン」<sup>\*5</sup>に基づいた新たな交通システム、ビジネスモデルを各分野の関係者や地元利害関係者、十和田市のDMO<sup>\*6</sup>（一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構）などと協働しながら作り上げ、運営主体に提案し、環境と交通が一体となった奥入瀬・十和田湖地域をめざします。  
【道路課】
- ⑤ 三陸ジオパーク推進協議会に参画し、三陸ジオパークの活動推進を図ります。  
【防災危機管理課】

目標設定指標 1-2-1 P78

モニタリング指標 1-2-a P81

## □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 優れた自然に親しむ機会の充実や自然環境保全の意識づくり</li> <li>◎ 公園区域内の清掃美化</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自然公園の適正な利用による自然とのふれあい</li> <li>◎ 県立自然ふれあいセンター、白神山地ビジターセンター等の利用による自然に関する学習活動</li> <li>◎ 自然保護活動や自然観察会等への参加</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自然公園法や自然環境保全条例等の関係法令の遵守</li> <li>◎ 地域の自然観光資源を生かしたエコツーリズム<sup>*7</sup>事業の実施</li> </ul>
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自然保護活動や自然観察会等の開催</li> <li>◎ 地域の自然観光資源を生かしたエコツーリズム事業の実施</li> </ul>
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自然公園や県立自然ふれあいセンター、白神山地ビジターセンター等の利用による自然環境教育の推進</li> </ul>

※1 11か所の自然公園…県内には、十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、下北半島国定公園、津軽国定公園、浅虫夏泊県立自然公園、大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園、名久井岳県立自然公園、芦野池沼群県立自然公園、黒石温泉郷県立自然公園、岩木高原県立自然公園、津軽白神県立自然公園の11か所の自然公園があります。

※2 自然公園の規制、ルール・マナー…自然公園で規制される行為は、場所や目的によって異なりますが、建物の建築、工作物の設置、木の伐採、土地の造成、広告物の設置、動植物の採取があります。また、ルールやマナーとしては、ごみを投げ捨てたり、施設を汚したり、むやみに踏み荒らしたりなど、その場所の迷惑になることや自然を痛める行為をしないことが挙げられます。

※3 県立自然ふれあいセンター…県民に対し、自然とふれあう機会を提供し、自然保護思想の普及を図ることを目的として、平成4年に県民の森梵珠山の麓に設置しており、関連施設として、避難小屋、東屋、登山口休憩所等も設置されています。

※4 白神山地ビジターセンター…世界自然遺産白神山地の自然環境及び自然と共生する人々の暮らしを紹介することによって自然保護思想の普及を図るとともに、自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供するため、平成10年に西目屋村に設置しています。

※5 奥入瀬ビジョン…有識者、専門家からなる「奥入瀬溪流利活用検討委員会」において、地域の意見を踏まえ、奥入瀬（青楓山）バイパス整備後の奥入瀬・十和田湖地域のめざす姿や、これらを達成するための戦略を取りまとめたものです。

※6 DMO…Destination Management Organizationの略で官民などの幅広い連携によって地域観光を積極的に推進する法人組織のことで。

※7 エコツーリズム…自然環境及び歴史文化を損なうことなく、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく旅行スタイルのことで。

観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられています。



## 施策3

## 森林の保全と活用

### □現状と課題

- 近年、木材価格の低迷に伴う林業経営の悪化や林業従事者の減少により、造林や保育、間伐などの適切な維持・管理が充分に行われない森林が増加し、森林の多面的機能の低下が懸念されています。
- 多面的機能が発揮される健全な森林の育成・保全が求められており、森林資源の積極的な利活用を通じた林業・木材産業の活性化、森林の整備・保全活動に対する県民や森林ボランティア団体、企業などの多様な主体の参画が課題となっています。

#### 【施策の概要】

- 1 多面的機能が発揮・維持される健全な森林を育成・保全します。
- 2 森林資源の適切な利活用を推進します。
- 3 森林づくりに対する多様な主体の参加を促進します。

### □施策の展開方向

- ① 林地開発許可においては、森林法等に基づき、森林の保全及び環境に配慮した指導を引き続き行います。【林政課】
- ② 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させながら、森林資源を循環利用していくため、林地台帳を活用した森林経営計画の作成と施業の集約化を引き続き進めるとともに、森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を図ります。【林政課】
- ③ 路網整備や高性能林業機械の導入、林道施設の長寿命化等により森林整備を推進していきます。また、低コスト造林の現場への定着や再造林に取り組む林業事業者の育成など再造林の着実な実施に向けた取組を進めます。【林政課】
- ④ 松くい虫被害<sup>\*1</sup>やナラ枯れ被害<sup>\*2</sup>の防止に向け、被害木等の早期発見と駆除の徹底を図るとともに、防除技術者の育成や普及啓発活動に取り組みます。【林政課】
- ⑤ 住宅における県産材の利用促進を図るため、大規模商業施設等において、「県産材の家づくりセミナー」や「住宅相談会」等を開催し、一般県民に対し県産材の魅力発信を行います。  
【林政課】
- ⑥ 関係団体等と連携した森林内のウォーキング、きのこ・山菜等を利用した食事、山村の暮らしなどの体験観光コンテンツを開発します。【林政課】
- ⑦ 森林整備を社会全体で支えるため、企業への提案内容やPR方法を検討し、企業による森林づくり活動を推進します。【林政課】

目標設定指標 1-3-1 P78

## □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 郷土樹種等による伐採跡地への再造林や複層林化、適切な除伐、間伐等による市町村有林の適正な整備</li> <li>◎ 森林環境教育や森林レクリエーションの推進</li> <li>◎ 住民が参加する植林活動への支援</li> <li>◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の率先的な購入・利用</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の積極的な購入・利用</li> <li>◎ 森林ボランティア活動への参加</li> <li>◎ 森林に親しむイベントなどへの参加</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の積極的な購入・利用</li> <li>◎ 「企業の森<sup>*3</sup>」による森林整備・保全活動に対する支援</li> </ul>
林業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 郷土樹種等による伐採跡地への再造林や複層林化、適切な除伐、間伐等による森林の適正な整備</li> </ul>
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 森林ボランティア活動の実施</li> <li>◎ 森林環境教育や森林レクリエーションの推進</li> </ul>
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 森林環境教育活動の推進</li> </ul>

- ※1 松くい虫被害…マツノマダラカミキリという昆虫が運ぶマツノザイセンチュウがマツに侵入し、マツの樹液を止めることによって、マツが枯れる伝染病のことです。
- ※2 ナラ枯れ被害…カシノナガガキクイムシという昆虫がナラ類（ミズナラ・コナラ・カシワ・クリ等）の幹に穴を開けて集中的に入ることで、病原菌である「ナラ菌」を持ち込み、ナラ類が枯れる伝染病のことです。
- ※3 企業の森…企業や労働組合などが、CSR（企業の社会的責任）として行う社会・環境貢献活動、地域との交流活動の一環として、森林環境保全に様々なかたちで取り組むことです。



## 施策 4

# 里地里山や農地の保全と環境公共の推進

### □現状と課題

- 本県の農地は豊かな生態系保全や自然とのふれあいなど多面的機能を有していますが、農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加や農業用施設の維持管理に支障が生じています。
- 里地里山の重要性についての県民理解の促進、地域住民やNPOなど多様な主体の多面的機能の持続的な発揮に向けた取組への参画、健康な土づくりなどの取組が求められています。
- 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」を引き続き推進していく必要があります。

#### 【施策の概要】

- 1 生物多様性の保全を進めるうえでの里地里山の重要性について県民等の理解を深めるとともに、重要な里地里山を次世代に引き継ぐ取組を推進します。
- 2 身近な生きものを育む豊かな生態系や自然とのふれあいなど農業・農地の持つ多面的機能の持続的な発揮を推進します。
- 3 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」を推進します。

### □施策の展開方向

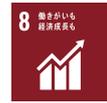
- ① 農業農村整備事業を契機としたジオトープの創出など、地域の生態系保全活動を推進します。  
【農村整備課】
- ② 土づくりを基本とした栽培管理技術の「見える化」を進め、土壌診断に基づく指導體制を強化するとともに、土づくり技術の継承・定着を推進します。【食の安全・安心推進課】
- ③ 県内のグリーン・ツーリズム<sup>\*1</sup>推進団体の連携強化や、持続可能な産業として自立的に運営していく体制づくりを推進します。【構造政策課】
- ④ 森林整備を社会全体で支えるため、企業への提案内容やPR方法を検討し、企業による森づくり活動を推進します。【林政課】
- ⑤ 地域の共同活動の拡大のための支援を継続し、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。【農村整備課】
- ⑥ 農・林・水の連携を図りながら、環境公共アクションプランに沿って各地区における取組を強化していきます。【畜産課、林政課、農村整備課、漁港漁場整備課】
- ⑦ 漁港及び漁村の防災・減災対策に取り組むとともに、機能保全計画に基づいた保全工事を実施し、漁港施設の長寿命化対策に取り組みます。【漁港漁場整備課】
- ⑧ 畜産事業実施予定地区に新規就農者を誘引することで、公共牧場における共同作業等を継続・推進するとともに、同地区において、景観保全等のため関係する多様な団体と協議・連携し、計画を作成します。【畜産課】

目標設定指標 1-4-1 P78

## □各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域における里地里山の保全活動の推進</li> <li>◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進</li> <li>◎ グリーン・ツーリズムの推進と農林漁業者への支援</li> <li>◎ 市町村における「環境公共」の推進</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域における里地里山の保全活動への参加</li> </ul>
農業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践</li> <li>◎ 地域住民と連携した農地や農業用水等の保全活動の実施</li> </ul>
林業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐、間伐等による森林の適正な整備</li> </ul>
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 地域における里地里山の保全活動の実施</li> <li>◎ 農地や農業用水等の資源の保全活動への参加</li> </ul>

※1 グリーン・ツーリズム…都市住民などによる「農山漁村において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」のことです。



## 施策5

## 野生動植物の保護・管理

### □現状と課題

- 野生動植物の生息・生育環境は、開発や乱獲など人間の活動による影響、里地里山などの手入れ不足による自然環境の質の低下、外来種の持ち込みや化学物質の使用による生態系のかく乱及び地球温暖化など地球環境の変化という生物多様性の4つの危機によって変化しており、ニホンザルやツキノワグマ、カモシカによる農作物等への被害が発生しているほか、近年、ニホンジカやイノシシの目撃情報が報告され、食害による農林被害や自然植生への影響が懸念されています。
- オオハンゴンソウやアライグマ、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギルなどの外来生物の侵入が見られており、本県の旧来の生態系への影響が懸念されています。
- 生物多様性は、我々のいのちと暮らしを支える基盤であり、野生動植物の生息・生育環境の保全や外来生物による生態系への影響の防止と特定鳥獣<sup>\*1</sup>の保護・管理に取り組んでいく必要があります。

#### 【施策の概要】

- 1 野生生物が良好に生息・生育できる豊かな生態系の保全を推進します。
- 2 希少動植物の保護など野生生物の種の多様性の保全を推進します。
- 3 外来生物による生態系への影響の防止と影響緩和を推進します。
- 4 第二種特定鳥獣の適切な管理を推進します。

### □施策の展開方向

- ① 希少動植物の知見を有する有識者の育成に向け、NPO団体や学校関係、研究機関等とネットワークを構築し、情報共有を図ります。【自然保護課】
- ② ラムサール条約湿地である「仏沼」など、野生生物の生息・生育地として重要な湿地・湿原などの保全を地域や関係機関と連携して推進します。【自然保護課】
- ③ 学術的価値の高い動植物に関する情報収集及び調査を行い、要件がまとまったものについては、県天然記念物への指定を進めていきます。また、国、岩手県及び秋田県と連携し、カモシカの生息状況等調査を行っていきます。【文化財保護課】
- ④ 指定管理鳥獣<sup>\*2</sup>のニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画や国の指針に基づき、生息状況を把握するためのモニタリング調査と併せて計画的な捕獲を推進するとともに、指定管理鳥獣以外のツキノワグマやニホンザルについては、生息数を把握しながら、関係機関等と連携し、有識者等の意見を踏まえて管理対策を推進します。【自然保護課】
- ⑤ 狩猟者の確保・育成に向け、様々な機会を利用して狩猟制度や魅力の普及啓発、養成研修などを行います。また、狩猟の推進に係るインセンティブについて検討します。【自然保護課】
- ⑥ 外来生物の侵入や野生鳥獣に係る疾病の蔓延による生態系への影響を防止するため、国や市町村など関係機関と連携し、生息状況及び被害状況の把握や被害の拡大防止に努めます。  
【自然保護課】
- ⑦ アライグマ生息域調査及び農作物被害等実態調査の結果を活用し、引き続き、農作物被害防止に

向けた効果的な対策の実施や、市町村の被害防止計画の作成に向けた働きかけを行います。

【食の安全・安心推進課】

目標設定指標 1-5-a P81

□各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 希少種の保護など野生動植物の保護管理に関する意識づくり</li> <li>◎ 有害鳥獣捕獲など管理対策の推進</li> <li>◎ 捕獲従事者の確保・育成など管理体制の整備</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 生物・生態系の保全活動への参加</li> <li>◎ 外来魚など外来生物の適切な飼育</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 野生動植物や希少種の生息・生育状況に配慮した事業活動の実施</li> </ul>
環境保全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 希少種の保護など野生動植物の保護管理に係る意識づくり</li> <li>◎ 生物・生態系の保全活動の実施</li> <li>◎ 野生動植物や希少種の生息・生育状況の調査への協力</li> </ul>
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 希少種の保護など野生動植物の保護管理に関する環境教育・学習の推進</li> <li>◎ 野生動植物の調査研究を担う人財の育成</li> </ul>

コラム

「鳥獣保護法」が「鳥獣保護管理法」に改正されています！

近年、ニホンジカなど一部の鳥獣においては、急激な生息数の増加や生息地の拡大が生じており、希少な高山植物の食害等自然生態系への影響や、農林水産業・生活環境への被害が深刻な状況となっています。

一方、鳥獣捕獲の中心的役割を果たしている狩猟者については、その減少や高齢化が著しく、鳥獣捕獲の担い手の育成・確保が大きな課題となっています。

こうした事態に対応するため、従来の「鳥獣の保護」を基本とする施策から、一部の鳥獣については積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する「鳥獣の管理」のための施策への転換を図り、抜本的な鳥獣対策を進めるため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部を改正した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が平成27年5月に施行されています（環境省ホームページから抜粋）。

※1 特定鳥獣…生息数を著しく減少させている第一種特定鳥獣と著しく増加させている第二種特定鳥獣の総称です。

※2 指定管理鳥獣…鳥獣保護管理法で集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣のことです。令和2年2月末現在で、ニホンジカ及びイノシシが指定されています。



## 施策6

# 世界自然遺産白神山地<sup>※1</sup>の保全と活用

### □現状と課題

- 平成5年12月に世界自然遺産として登録された白神山地は、特定の地区への入り込みの集中により、ごみの投げ捨てや踏圧<sup>とうあつ</sup>による植生の損傷、本来生育しない植物種の侵入など、人の行為による自然環境への影響が懸念されています。
- 外国人観光客の増加に対する多言語案内表示の充実や入山マナーの遵守などの課題もあります。
- 保護管理体制を強化しながら、世界遺産条約に則<sup>のっと</sup>って厳正に保護し、次世代に対して継承していく必要があります。
- 白神山地の自然の適切な利用を通じた自然保護思想の普及と白神山地がもたらす地域資源を活用した地域づくりを推進していく必要があります。

#### 【施策の概要】

- 1 白神山地のかけがえのない自然を次世代に継承します。
- 2 白神山地の自然の適切な利用を通じた自然保護思想の普及と地域づくりを推進します。

### □施策の展開方向

- ① 入山マナーについての情報提供や指導を行う白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し巡視を実施するほか、白神山地を所管する関係機関の連絡調整組織である「白神山地世界遺産地域連絡会議」に参画し、管理計画の運用の確認やモニタリング調査の実施などを行います。

#### 【自然保護課】

- ② 白神山地の自然保護思想の普及を図るとともに、自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供するため、白神山地デジタルセンターを管理・運営（指定管理者）するとともに、展示コンテンツの強化を図ります。【自然保護課】
- ③ 白神地域のエコツーリズムを推進するため、新たな価値の創出と国内外の観光客向けに白神山地の魅力発信を行います。【自然保護課】

目標設定指標 1-6-1 P78

## □各主体に期待される役割

遺産地域 及び周辺 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 白神山地の自然環境の重要性に関する意識づくり</li> <li>◎ 白神山地をテーマとした自然観察や体験学習活動の推進</li> <li>◎ 白神山地に関する自然観察施設の運営</li> <li>◎ 白神山地の入山マナー・ルールに関する普及啓発</li> <li>◎ 白神山地の地域資源を生かしたエコツーリズムの推進</li> <li>◎ インバウンド対策の推進</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 白神山地をテーマとした自然観察や体験学習活動への参加</li> <li>◎ 白神山地の入山マナー・ルールの遵守</li> <li>◎ 保全に係るボランティア活動</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自然環境保全法などの関係法令の遵守</li> <li>◎ 白神山地の自然観光資源を生かしたエコツーリズムの実施</li> <li>◎ 白神山地の地域資源を活用した体験プログラム等の商品づくりを推進</li> </ul>
環境保全 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 白神山地の自然環境の重要性に関する意識づくり</li> <li>◎ 白神山地をテーマとした自然観察や体験学習活動の推進</li> <li>◎ 白神山地の入山マナー・ルールに関する普及啓発</li> <li>◎ 白神山地の地域資源を生かしたエコツーリズムの実施</li> </ul>

※1 世界自然遺産白神山地…白神山地は、日本の本州の北部、日本海側の標高約200mから1,250mの山地帯に位置する、東アジアで最大の原生的なブナ林が広がる地域で、約8,000～12,000年前に北日本の丘陵や山地を覆っていた冷温帯ブナ林が残存しています。

白神山地には、世界的にもまれな多雪環境を反映して、日本固有のブナを主とする森林生態系が広がり、多様な植物群が共存し、クマゲラ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど豊富な動物が生息し、つながりあっています。

世界遺産地域はこの白神山地の核心部に位置し、地形が急峻のために森林の伐採もほとんど行われていません。昔から地元住民による山菜取り等の伝統的な利用がなされてきましたが、ほとんど手つかずの状態になっており、白神山地の中でも特に原生的なブナ林がまとまって残されてきた地域です。【環境省ホームページより】



## 施策7

## 温泉の保全

### □現状と課題

- 本県の温泉は、平成29年度末において源泉総数が1,071源泉、総ゆう出量は144,874 ℓ / minとなっています。また、源泉総数は全国第6位、総ゆう出量は全国第4位と全国でも屈指の温泉県となっています。
- 農業・漁業や消雪・融雪、暖房熱源としての利用など、温泉熱や温泉排熱を再生可能エネルギーとして利活用する取組が進められてきています。
- 温泉は、本県の貴重な資源であり、また、再生可能エネルギーとしての潜在能力を有していますが、資源の枯渇や周辺環境への影響が心配されるため、適正利用を進め、資源を保全していく必要があります。

#### 【施策の概要】

温泉の適正な利用の推進により温泉資源を保全します。

### □施策の展開方向

- ① ゆう出量等への影響を踏まえて温泉掘削や動力装置、採取等の許可を適切に行うとともに、掘削状況やゆう出量、温度などに係る立入調査・指導を通じて温泉の適正利用を確保し、温泉の保全を進めます。【自然保護課】
- ② 残されてきた自然ゆう出源泉の保全を図ります。【自然保護課】
- ③ 県内の温泉資源の現状把握に努めます。【自然保護課】

目標設定指標 1-7-a P81

### □各主体に期待される役割

市町村等	◎ 歴史的・文化的価値のある温泉の保全やその周辺環境の保全
県民	◎ 温泉資源の適正利用
事業者	◎ 温泉法などの関係法令に基づく適正な温泉の掘削・利用等 ◎ 温泉資源の保全と適正利用 ◎ 未利用源泉や温泉熱・温泉排熱の有効利用